

## 平成 26 年度廃家電の不法投棄等の状況について

平成 28 年 1 月 25 日  
環境省大臣官房  
廃棄物・リサイクル対策部  
企画課リサイクル推進室

### 1. 背景

廃家電 4 品目（エアコン、テレビ（ブラウン管式及び液晶・プラズマ式）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機）については、特定家庭用機器再商品化法に基づき、製造業者等によるリサイクルが平成 13 年 4 月から実施されています。

これを受け、環境省では、毎年、4 月 1 日時点での市区町村における不法投棄された廃家電 4 品目の回収状況等について調査を実施しています。

今回の調査の対象市区町村は、全 1,741 市区町村（総人口約 12,694 万人）で、対象期間は平成 26 年度です。

### 2. 廃家電 4 品目の不法投棄台数について

平成 26 年度の不法投棄された廃家電 4 品目の回収台数（以下、「不法投棄回収台数」という。）のデータを取得している 1,328 市区町村<sup>注 1)</sup>における不法投棄回収台数をもとに、人口カバー率<sup>注 2)</sup>で割り戻して算出した全国の不法投棄回収台数（推計値）は、74,600 台で、前年度と比較して 19.4%の減少となりました（図 1）。

不法投棄回収台数の内訳及び前年度比の不法投棄回収台数の増減割合（カッコ内）は、エアコンが 1.4%（前年度比 7.7%減）、ブラウン管式テレビが 64.7%（前年度比 23.9%減）、液晶・プラズマ式テレビが 4.8%（前年度比 37.2%増）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫が 19.8%（前年度比 16.2%減）、電気洗濯機・衣類乾燥機が 9.3%（前年度比 9.4%減）となっています。<sup>注 3)</sup>

平成 25 年度及び平成 26 年度の不法投棄回収台数について、月ごとにデータを取得している 1,137 市区町村<sup>注 4)</sup>（平成 26 年度の不法投棄回収台数 63,509 台）における月別不法投棄回収台数の推移を比較したところ、4 月、5 月、3 月が他の期間に比べて不法投棄回収台数が多い傾向にありました（表 1、図 2）。

また、1,328 市区町村において、市区・町・村の 1 万人当たりの不法投棄回収台数は、それぞれ、市区が 5.4 台、町が 11.4 台、村が 18.1 台であり、町村部で単位人口当たりの不法投棄回収台数が多い傾向が見られました（表 2）。

不法投棄物を回収した場所別の実績台数は、ステーション等のごみ集積場所が最も多く、次いで、道路上、道路高架等の公道の順に多くなっております（表 3）。

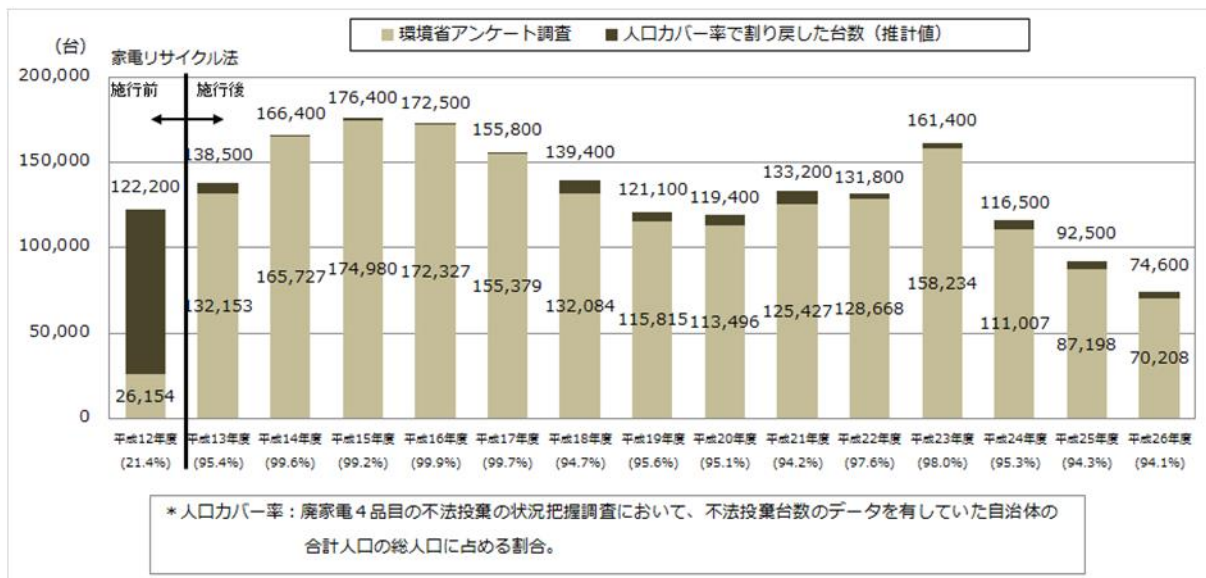
注 1) 1,328 市区町村の人口の合計は約 11,947 万人（総人口の約 94%）です。

注 2) 不法投棄台数のデータを有していた市区町村の合計人口の総人口に占める割合です。

注3) 四捨五入の関係上、百分率の合計が100%とならないことがあります。

注4) 1,137 市区町村の人口の合計は約 11,060 万人(総人口の約 87%)です。

(図1) 不法投棄回収台数



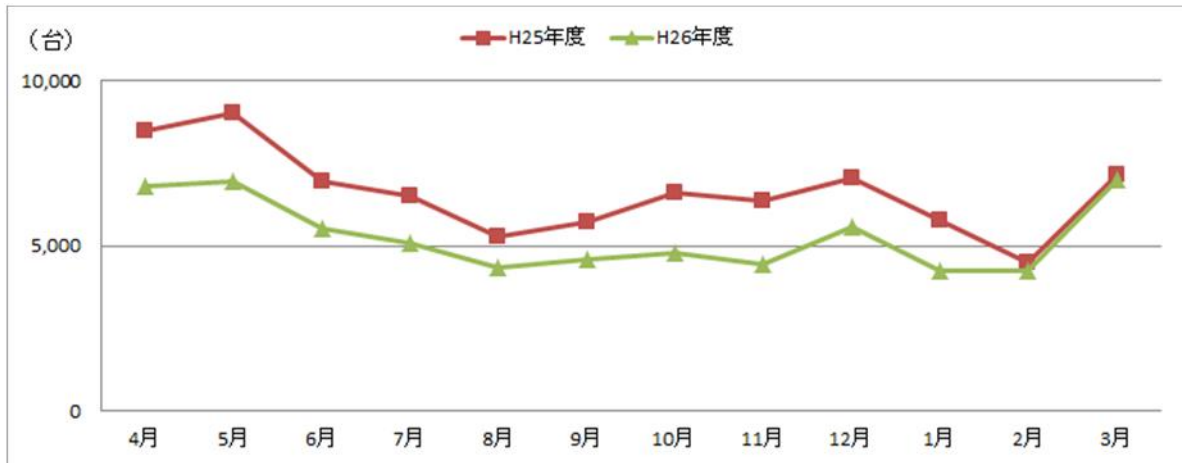
(表1) 月別不法投棄回収台数の推移

(平成25年度と平成26年度の月ごとのデータを取得している1,137市区町村の比較)

(単位: 台)

	4品目合計		エアコン		テレビ				電気冷蔵庫		電気洗濯機	
	H25年度	H26年度	H25年度	H26年度	ブラウン管式		液晶・プラズマ式		電気冷凍庫		衣類乾燥機	
					H25年度	H26年度	H25年度	H26年度	H25年度	H26年度	H25年度	H26年度
4月	8,466	6,799	81	105	6,119	4,494	219	292	1,402	1,235	645	673
5月	9,018	6,966	89	71	6,464	4,651	207	264	1,564	1,364	694	616
6月	6,972	5,531	62	70	4,962	3,618	160	219	1,239	1,099	549	525
7月	6,522	5,052	91	86	4,380	3,170	168	219	1,315	1,103	568	474
8月	5,277	4,340	76	67	3,545	2,687	142	204	1,080	963	434	419
9月	5,728	4,584	81	78	3,810	2,937	170	211	1,194	889	473	469
10月	6,613	4,768	86	76	4,526	3,008	152	244	1,259	972	590	468
11月	6,381	4,410	74	71	4,356	2,812	184	220	1,215	883	552	424
12月	7,071	5,577	83	97	4,897	3,551	263	351	1,255	1,098	573	480
1月	5,762	4,250	75	52	3,958	2,877	175	248	1,070	698	484	375
2月	4,501	4,249	62	65	2,979	2,801	111	240	962	783	387	360
3月	7,155	6,983	94	76	4,569	4,433	401	388	1,459	1,385	632	701
合計	79,466	63,509	954	914	54,565	41,039	2,352	3,100	15,014	12,472	6,581	5,984

(図2) 月別不法投棄回収台数の推移



(表2) 市区・町・村それぞれの1万人当たりの不法投棄回収台数(平成26年度)

	1万人当たりの不法投棄回収台数[台]	回答市区町村数[市区町村]	平均人口[人]
市区	5.4	729	152,272
町	11.4	529	15,239
村	18.1	70	5,806
市区町村	5.9	1,328	89,966

(表3) 不法投棄物を回収した場所別の実績台数(平成26年度)

	エアコン	テレビ		冷蔵庫 冷凍庫	洗濯機 衣類乾燥機
		ブラウン管式	液晶・プラズマ式		
小売店の敷地	2	36	0	6	3
小売店以外の民有地	23	1,121	37	498	167
民有地以外の山林、田畑等	124	4,108	217	1,487	737
道路上、道路高架下等の公道	125	7,258	459	2,226	1,018
河川敷等の河川用地内	13	1,048	72	363	184
公園、港湾等 (道路、河川用地以外の公共用地)	50	1,547	151	456	189
ステーション等のごみ収集場所	156	9,194	1,128	1,968	1,162
その他	45	1,769	123	559	268
平成26年度計	576	28,695	2,388	8,442	4,086

場所の内訳が不明で合計値のみの市区町村があるため合計は合わない

その他として以下が挙げられた。

海水浴場、公共施設、マンション、空き地 等

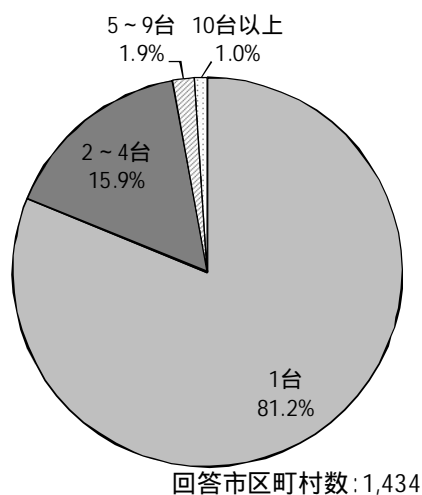
### 3 廃家電 4 品目の不法投棄物の処理状況について

平成 26 年度に廃家電 4 品目の不法投棄物を回収している市区町村において、1 件の不法投棄現場で回収した廃家電 4 品目の回収台数は、1 台：81.2%、2～4 台：15.9%、5～9 台：1.9%、10 台以上：1.0%でした（図 3）。

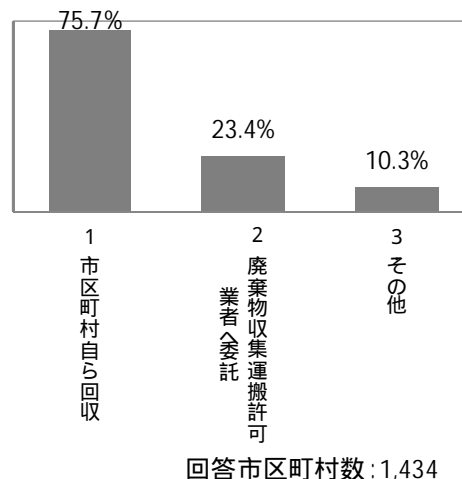
不法投棄物の収集運搬の主な実施者は、市区町村自ら：75.7%、廃棄物収集運搬許可業者へ委託：23.4%でした（図 4）。また、廃棄物収集運搬許可業者へ委託及び市区町村自ら又は廃棄物収集運搬許可業者へ委託と回答した市区町村に対して平成 26 年度に廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を委託した件数等を尋ねたところ、廃家電 4 品目の委託費用等を把握している市区町村において、平均で、委託件数 14 件、委託費用 752 千円でした（表 4）。

また、平成 26 年度に不法投棄された廃家電 4 品目で市区町村が回収できなかった物がある市区町村：20.9%、ない市区町村：79.1%でした（図 5）。未回収の不法投棄物があると回答した市区町村に対してその理由を尋ねたところ、回収が物理的に困難：167 件、私有地で立入り不可：152 件等でした（図 6）。また、回収が物理的に困難であると回答した市区町村に対してその事例を尋ねたところ、谷底等険阻地への投棄：50.3%、車両及び重機等進入不可の場所へ投棄：31.8%、湖沼、河川等への水中投棄：16.2%等でした（図 7）。

（図 3）平成 26 年度における 1 件の不法投棄現場当たりの回収台数



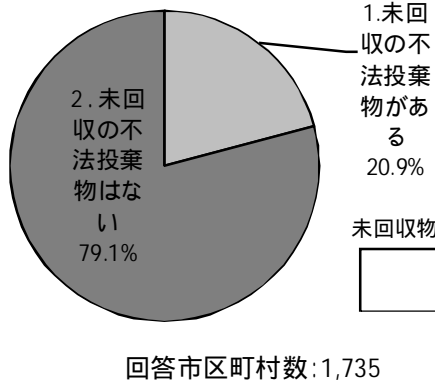
（図 4）不法投棄物の収集運搬の主な実施者



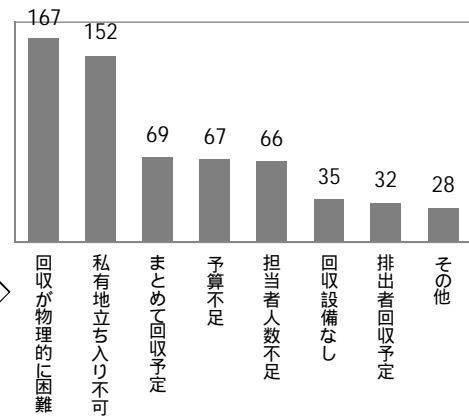
（表 4）平成 26 年度における 1 市区町村当たりの廃棄物収集運搬許可業者の委託件数及び委託費用（平均値）

委託件数	委託費用	備考
14 件	752 千円	回答市区町村 325

(図5) 不法投棄未回収物

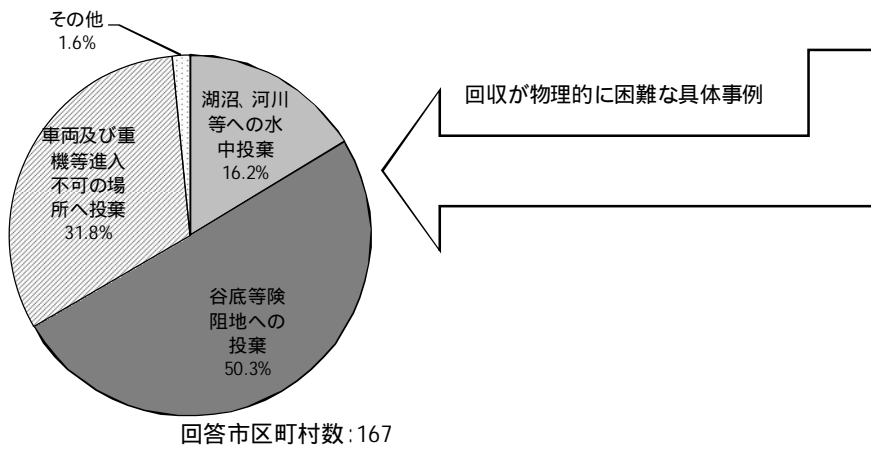


(図6) 未回収の不法投棄物がある理由



(図7) 回収が物理的に困難な事例

回答市区町村数(複数回答可): 362



#### 4 廃家電 4 品目の不法投棄未然防止対策について

平成 26 年度において不法投棄未然防止対策を講じている市区町村：92.8%、講じていない市区町村：7.2%でした（図 8）。不法投棄未然防止対策を講じていると回答した市区町村に対してその具体的対策を尋ねたところ、ポスター・チラシ・看板等による普及啓発：89.6%、巡回監視、パトロール：80.8%、住民連携監視、通報体制構築：33.7%等が実施されていました（図 9）。また、不法投棄された場所に応じた不法投棄未然防止対策として「看板の設置」や「パトロール、巡回」、「監視カメラの設置」を実施している件数は、道路上、道路高架等の公道が最も多く、次いで私有地以外の山林、田畑等でした（図 10）。

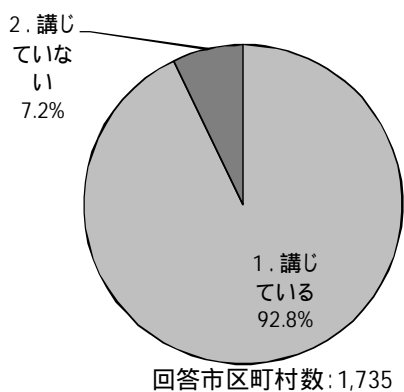
平成 26 年度の廃家電 4 品目の不法投棄対応決算額（不法投棄未然防止対策及び不法投棄物処理費用。自ら処理した場合の人件費等を除く。）を把握している市区町村の平均決算額は、357 千円でした（表 5）。また、全ての不法投棄対応決算額に対する廃家電 4 品目の不法投棄対応決算額は、平均で 29.0%でした（表 6）。

平成 27 年度の市区町村における廃家電 4 品目の不法投棄対応の予算額（不法投棄未然防止対策及び不法投棄物処理費用。自ら処理した場合の人件費等を除く。）については、当初予算に計上している：80.7%、計上していない：14.8%等でした（図 11）。また、当初予算に計上していると回答した市区町村の廃家電 4 品目の不法投棄対応予算額は、平均で 509 千円でした（表 7）。

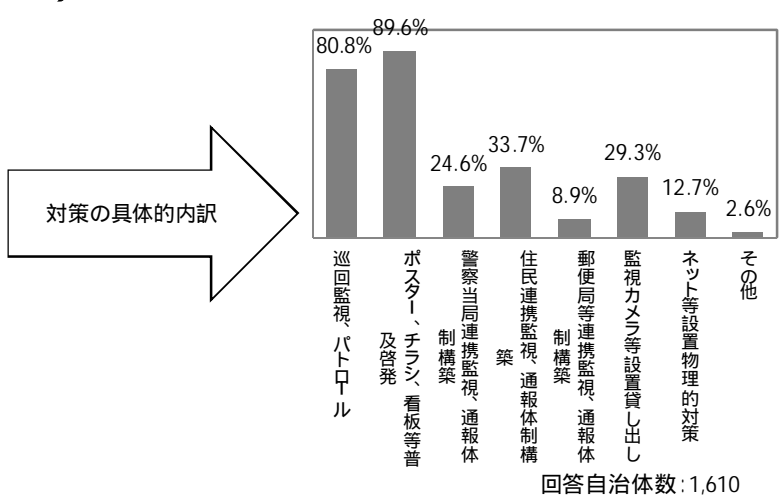
また、ここ数年の廃家電 4 品目の不法投棄にかかる市区町村の財政負担状況については、パトロールの強化や不法投棄の問題等により全体として負担増加：10.7%、変化していない：45.0%、判断できない：29.7%でした（図 12）。

（図 8）廃家電 4 品目の不法投棄未然防止対策

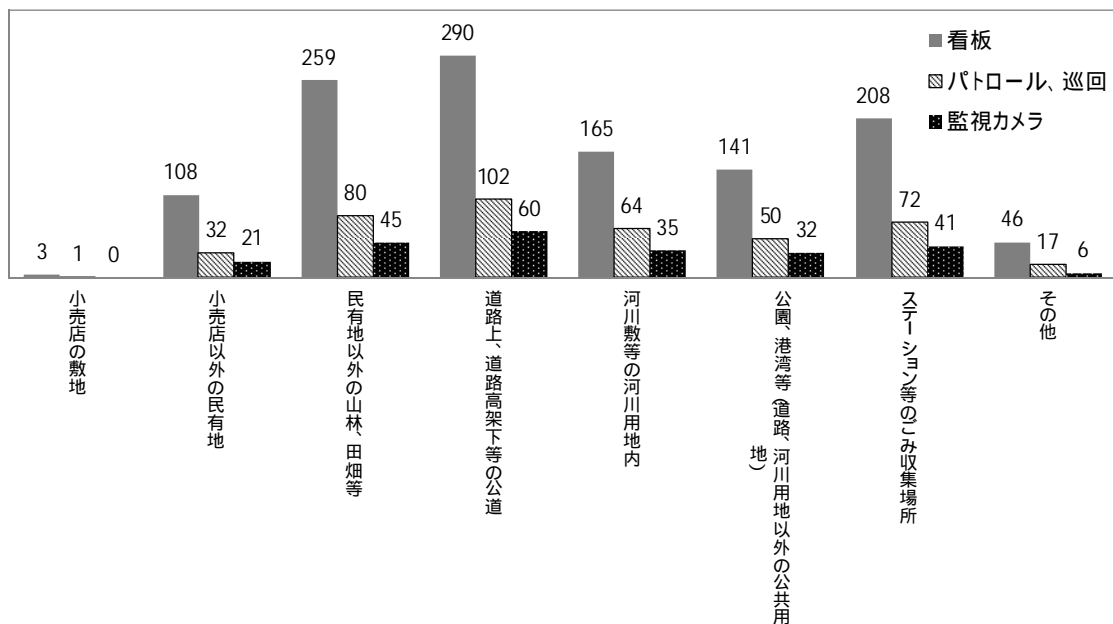
（平成 26 年 4 月 1 日時点）



（図 9）廃家電 4 品目の不法投棄未然防止対策の具体事例



（図 10）場所に応じた不法投棄未然防止対策（平成 26 年度）



回答市区町村数(複数回答可): 362

その他として以下が挙げられた。

柵・フェンス・ネット、のぼり旗、ポスター、チラシ 等

(表 5) 廃家電 4 品目の不法投棄対応決算額 (平成 26 年度)

平均値	中央値	備考
357 千円	107 千円	回答市区町村数 1,103

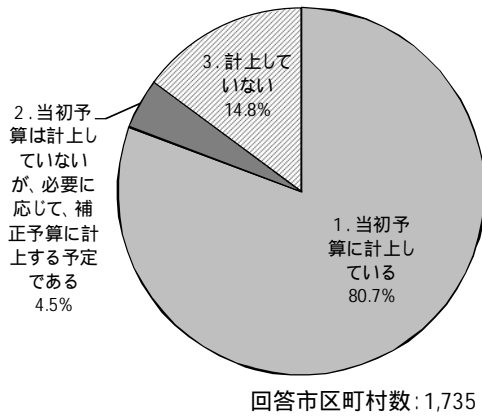
< 人口規模別 >

人口規模	平均値	中央値	回答市区町村数
人口 50 万人以上の市区町村	2,591 千円	1,328 千円	33
	599 千円	319 千円	212
人口 10 万人未満の市区町村	211 千円	79 千円	858

(表 6) 全不法投棄決算額に対する廃家電 4 品目の  
不法投棄対応決算額の割合 (平成 26 年度)

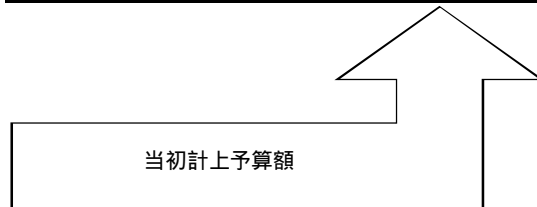
平均値	中央値	備考
29.0%	16.8%	回答市区町村数 1,160

(図 11) 廃家電 4 品目の不法投棄対応予算の  
計上状況 (平成 27 年度)

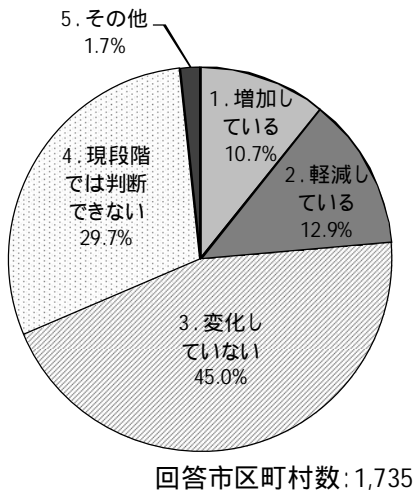


(表 7) 廃家電 4 品目の不法投棄  
対応予算額(平成 27 年度)

平均値	中央値	備考
509 千円	191 千円	回答市区町村数 1,120



(図 12) 廃家電 4 品目の不法投棄対策の財政負担状況





(参考) 廃家電4品目の不法投棄回収台数(平成26年度 都道府県別 実績値)

(廃家電4品目の不法投棄回収台数データを取得している1,328市区町村)

(単位:台)

都道府県名	エアコン	ブラウン 管式テレビ	液晶・プラズマテ レビ	電気冷蔵庫 電気冷凍庫	電気洗濯機 衣類乾燥機	4品目合計
北海道	39	3,551	170	953	536	5,249
青森県	8	769	35	195	137	1,144
岩手県	10	534	10	74	75	703
宮城県	6	775	15	171	116	1,083
秋田県	6	217	0	50	36	309
山形県	4	199	7	52	33	295
福島県	13	905	60	183	171	1,332
茨城県	31	1,803	95	715	296	2,940
栃木県	15	885	25	263	118	1,306
群馬県	24	1,191	184	348	201	1,948
埼玉県	142	3,379	277	847	519	5,164
千葉県	36	2,637	157	799	393	4,022
東京都	78	2,821	728	1,044	662	5,333
神奈川県	70	2,647	439	719	513	4,388
新潟県	14	567	29	135	48	793
富山県	14	181	33	48	29	305
石川県	7	191	6	145	31	380
福井県	4	156	4	74	18	256
山梨県	9	701	28	207	128	1,073
長野県	19	626	21	220	102	988
岐阜県	15	594	37	158	63	867
静岡県	39	952	79	317	139	1,526
愛知県	60	3,599	203	1,034	284	5,180
三重県	24	952	23	328	131	1,458
滋賀県	8	591	28	206	43	876
京都府	15	684	10	213	84	1,006
大阪府	42	3,911	155	1,425	349	5,882
兵庫県	51	1,715	91	447	178	2,482
奈良県	4	378	17	156	31	586
和歌山県	8	272	14	153	51	498
鳥取県	12	216	6	55	21	310
島根県	4	62	4	42	12	124
岡山県	14	474	15	172	76	751
広島県	20	728	50	230	78	1,106
山口県	11	370	13	98	25	517
徳島県	3	220	3	74	53	353
香川県	2	217	8	68	38	333
愛媛県	15	705	39	213	112	1,084
高知県	9	229	11	60	69	378
福岡県	6	815	58	260	99	1,238
佐賀県	1	143	1	47	10	202
長崎県	14	451	34	108	62	669
熊本県	4	423	27	125	38	617
大分県	2	134	7	43	17	203
宮崎県	7	271	5	105	40	428
鹿児島県	23	619	36	229	81	988
沖縄県	38	960	68	270	199	1,535
合計	1,000	45,420	3,365	13,878	6,545	70,208

## 5 廃パソコンの不法投棄回収台数について

平成 26 年度の不法投棄された廃パソコンの回収台数（以下、「廃パソコンの不法投棄回収台数」という。）のデータを有する 380 市区町村<sup>注 6)</sup>における品目別の廃パソコンの不法投棄回収台数は、デスクトップが 1,156 台、ノートブックが 974 台、ブラウン管式ディスプレイが 831 台、液晶ディスプレイが 629 台、合計 3,590 台でした。

平成 25 年度及び平成 26 年度の廃パソコンの不法投棄回収台数について、月ごとにデータを取得している 220 市区町村<sup>注 7)</sup>（平成 26 年度の廃パソコンの不法投棄台数 2,937 台）における月別廃パソコンの不法投棄回収台数の推移について比較したところ、1 月、4 月が他の期間に比べて廃パソコンの不法投棄回収台数が多い傾向にありました（表 7、図 12）。

注 6）380 市区町村の人口の合計は 5,880 万人（総人口の約 46%）です。

注 7）220 市区町村の人口の合計は 4,475 万人（総人口の約 35%）です。

### （表 7）月別廃パソコンの不法投棄回収台数の推移

（平成 25 年度と平成 26 年度の月ごとのデータを取得している 220 市区町村の比較）

（単位：台）

	合計		デスクトップ		ノートブック		ブラウン管式 ディスプレイ		液晶 ディスプレイ	
	H25年度	H26年度	H25年度	H26年度	H25年度	H26年度	H25年度	H26年度	H25年度	H26年度
4月	388	351	136	108	85	121	93	71	74	51
5月	277	298	99	117	57	48	61	97	60	36
6月	232	221	75	79	51	42	61	64	45	36
7月	258	220	78	85	78	57	48	37	54	41
8月	214	172	71	61	46	38	51	42	46	31
9月	207	196	71	63	45	40	39	56	52	37
10月	256	201	97	61	47	33	58	61	54	46
11月	240	279	78	78	57	80	43	51	62	70
12月	314	238	100	85	68	56	66	62	80	35
1月	210	349	72	77	51	150	49	56	38	66
2月	173	209	53	67	52	40	33	44	35	58
3月	190	203	72	79	39	46	49	37	30	41
合計	2,959	2,937	1,002	960	676	751	651	678	630	548

(図 12) 月別廃パソコンの不法投棄回収台数の推移

